北九州市中小企業団体共同施設等の設置及び撤去に関する補助金交付規則実施要領

（趣　旨）

第１条　この要領は、北九州市中小企業団体共同施設等の設置及び撤去に関する補助金交付規則（昭和５１年北九州市規則第１０号。以下「規則」という。）に基づき補助金交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付対象）

第１条の２　規則第３条第１項に規定する補助対象者は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）でないこと。

（２）暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

２　法人格を有する中小企業団体にあっては、申請時に４人以上の事業者を構成員としていること。

３　規則第３条第２項に規定する木造市場とは、別表第１に掲げるものをいう。

（事業計画の協議）

第２条　補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助事業の計画について市長と必要な協議を行わなければならない。

２　前項に規定する協議を行う場合は、事前協議書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

３　商店街省エネ型照明設備設置事業については、事前協議書（第１号様式）に加え、省エネルギー照明設備導入の効果の見込みを示す資料を市長に提出しなければならない。

４　環境改善施設撤去事業については、事前協議書（第１号様式）に加え、まちづくりに係る計画等の資料を市長に提出しなければならない。

（交付申請書の提出）

第３条　規則第４条に規定する補助金交付申請書（第２号様式）は、補助事業の実施前に市長に提出しなければならない。ただし、事業実施前に提出することができない特別な理由があると認める場合には、事業実施後においても提出することができる。

２　規則第４条に規定する見積書の写しは、当該補助対象事業費が、２００万円を超える事業の場合は３社以上の見積書の写しを提出するものとする。

３　規則第４条のその他市長が別に定める書類は、次のとおりとする。

（１）工事図面

（２）工程表

（３）その他工事の内容がわかる書類

（４）市税の納税証明書（写）

（５）直近の決算関係書類（写）

（６）共同出資会社については登記簿謄本（写）

（７）事業実施を決議した総会又は理事会の議事録（写）

４　交付決定後、補助事業の内容に変更がある場合は、変更承認申請書（第３号様式）を提出しなければならない。

（交付決定書の通知）

第４条　北九州市補助金等交付規則（以下「基本規則」という。）第８条に規定する決定の通知は、補助金交付決定書（第４号様式）により通知する。

（実績報告書の提出）

第５条　基本規則第１５条に規定する実績報告書は、補助事業実績報告書（第５号様式）とする。

２　実績報告書の提出にあたっては、補助対象施設に関する以下の書類を提出するものとす

る。
（１）契約書（写）
（２）着工前及び着工後の写真
（３）完成図面
（４）竣工届（写）
（５）領収書（写）
ただし、市長が特別に認める場合は領収書に代えて請求書を提出し、後日領収書を提出するものとする。

（交付確定の通知）
第５条の２　基本規則第１６条に規定する決定の通知は、補助金交付確定通知書（第６号様式）により通知する。

（補助金の交付）
第５条の３　補助金は、前条の規定により確定した額に基づき、請求書を市長に提出することにより交付するものとする。
２　前項の規定にかかわらず、市長は、事業の円滑な実施のため特に必要があると認めるときは、交付決定額の範囲内において概算払により補助金の全部又は一部を交付することができる。
３　概算払を受けようとする補助事業者は、概算払請求書（第６号様式の２）を市長に提出しなければならない。
４　補助事業者は、既に交付を受けた額が確定額を超えるときは、その超える額を市長が指定する納付期限までに返還しなければならない。

（補助対象事業）
第６条　規則第３条第１項の規定による別表第２の補助対象施設は、福岡県中小企業高度化資金貸付規則（昭和４８年福岡県規則第３５号。以下「高度化資金規則」という。）の貸付対象施設に準じて取り扱うものとする。
２　新規に設置するものと同等以上の効果を有すると認められる改修事業については、設置事業に準じるものとする。
３　同一団体に対する同一年度内の補助については、別の事業と認められるものに限り補助の対象とする。
４　工事の施工（設計を含む）及び備品の購入については、市内の事業者に発注したものに限り補助の対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。
（１）既存の設備等の修繕や改修で他の事業者では対応できない場合
（２）特殊な技術や経験、知識を要するなどにより市内の事業者では対応できない場合
（３）市外の事業者からしか調達できない備品等を購入する場合
（４）その他、工事や業務の性質上、特定事業者に発注せざるを得ないと市長が認める場合
５　前項各号に該当する場合は、市内企業に工事等を発注できない理由書（第２号様式の２）を提出するものとする。

（補助の対象とならないもの）
第７条　次の各号の一に該当するものは、補助の対象としない。
（１）市外に設置した施設
（２）当該補助対象事業を行う団体の構成員の過半数が中小企業者（中小企業支援法（昭和３８年法律第１４７号）第２条各号に規定する者をいう。以下「中小企業者」という。）でないと認められるもの。
（３）当該補助対象施設に係る利用割合の過半数が中小企業者でないと認められるもの。
（４）建物については、軽量鉄骨造り又はこれと同等以上の安全性及び耐久性を有しないと認められるもの。
（５）市の、準高度化資金融資等を活用する場合で当該融資に係る利子の全部又は一部の補給を受けるもの。
（６）その他市長が適当でないと認めるもの。

（補助対象施設の条件）
第８条　当該事業の対象となる施設及び設備は、次に掲げる条件を満たすものでなければな

らない。
（１）共同受電設備事業については、特別高圧電力を受電する設備で、設備を構成する主たる機器の新設、増設又は取替えを伴うものに限る。
（２）共同設備事業については、法人格を有する中小企業団体が行うもので、当該設備が、組合員の事務・作業の合理化に大いに寄与するものであること。
（３）商店街省エネ型照明設備設置事業に規定する省エネルギー型照明とは、次の各号に掲げるもの及びこれらと同等の性能を有すると認められる照明をいう。
ア　ＬＥＤ照明
イ　冷陰極管照明
ウ　セラミックメタルハライドランプ
エ　無電極放電ランプ

（補助対象事業の認定）
第９条　モデル商店街支援事業の認定にあたっては、事業認定書（第７号様式）により通知する。
２　前項の認定に関しては、必要に応じ専門家等により構成される審査会を開くことができる。

（補助対象事業費について）
第１０条　中小企業団体共同施設等設置補助金の補助対象事業費の算出にあたっては、次によるものとする。
（１）高度化資金規則の規定により中小企業高度化資金の貸付を受けた事業については、貸付の対象となった事業費（土地の取得費及びその事業に伴う補償費は除く。以下同じ。）の額を補助対象事業費とする。
（２）前号以外の事業については、高度化資金規則の規定に準じて算出した事業費を補助対象事業費とする。
（３）同一年度において、同一団体が２以上の事業を実施する旨の事前協議を行った場合は、これらの事業費の合計額を補助対象事業費とすることができる。この場合、補助金交付基準については、それぞれの事業の補助金交付基準を適用する。

（補助対象経費等について）
第１１条　補助対象施設等の設置等に要する経費を補助対象経費とする。ただし、施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費、施設の維持管理に要する経費、各種許認可・設計管理に要する経費、システム設計に要する経費、消費税及び地方消費税を除く。
２　補助対象経費等の算出にあたっては、次によるものとする。
（１）広告料の負担のある施設については、その負担額に相当する額は補助対象経費としない。
（２）補助対象施設における中小企業者以外の利用割合が２割を超える場合には、中小企業者以外の利用割合に応じた額を補助対象経費から控除する。
（３）他の同種の補助を受け、又は受けることを決定している事業については、補助対象経費から同種の補助金額を控除する。この場合、補助金交付基準については、一般事業を適用する。

（交付決定の取消し）
第１２条　市長は、交付決定されたものが第１条の２に該当しないことが明らかになった場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
この場合において、取消しにより申請者に損害があっても、市長はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（補助金の返還）
第１３条　第１２条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、市長は、すでに交付されている補助金の全部又は一部について期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（補助金額の単位）

第１４条　補助金の額は千円単位とし、千円未満は切り捨てる。

（電子情報処理組織による申請等）
第１５条　第３条の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して申請を行わせることができる。
２　前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した第３条に規定する書面等により行われたものとみなす。
３　第１項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

付　則
この要領は、昭和５１年４月１日より実施する。
付　則
この要領は、昭和５３年６月１日より実施する。
付　則
この要領は、昭和５７年４月１日より実施する。
付　則
この要領は、昭和５８年４月１日より実施する。
付　則
この要領は、昭和６１年１０月４日より実施する。
付　則
この要領は、平成元年４月１日より実施する。
付　則
この要領は、平成９年１２月４日より実施する。
付　則
この要領は、平成１２年５月１８日より実施する。
付　則
この要領は、平成１７年７月２２日より実施する。
付　則
この要領は、平成２２年７月５日より実施する。
付　則
この要領は、平成２３年７月１日より実施する。
付　則
この要領は、平成２４年４月１日より実施する。
付　則
この要領は、平成２４年７月１３日より実施する。
付　則
この要領は、平成２５年４月１日より実施する。
付　則
この要領は、平成２６年８月１日より実施する。
付　則
この要領は、平成２７年４月２４日より実施する。
付　則
この要領は、平成２８年４月１日より実施する。
付　則
この要領は、平成２９年４月１日より実施する。
付　則
この要領は、令和４年４月１日より実施する。
付　則
この要領は、令和５年４月１日より実施する。
付　則
この要領は、令和５年１０月１日より実施する。
付　則
この要領は、令和６年６月１日より実施する。
付　則

この要領は、令和６年８月１日より実施する。

付　　則

この要領は、令和６年１１月１日より実施する。

付　　則

この要領は、令和７年５月１３日より実施する。

付　　則

この要領は、令和８年６月１２日より実施する。

別表第１（第１条の２第３項関係）

	到津市場	小倉北区下到津四丁目１１番６号
	木町市場	小倉北区木町四丁目３番地
	大黒市場	若松区中川町２番２７号
	共栄市場	若松区中川町２番２７号
	宮丸市場	若松区宮丸一丁目７番３号
	筑豊市場	八幡東区茶屋町１番７号
	枝光本町中央商店街・はってん会	八幡東区枝光本町６番１３号
	貞元市場	八幡西区熊西二丁目２番３７号
	藤田市場	八幡西区藤田二丁目５番８号
	麻生市場	八幡西区熊手一丁目１番１５号
	熊手市場Ａ	八幡西区熊手一丁目２番５号
	熊手市場Ｂ	八幡西区熊手一丁目２番６号
	銀天市場	戸畑区天神二丁目１１番２号